

事 務 連 絡

平成 27 年 1 月 23 日

名古屋入国管理局総務課長 殿

西日本地区入国者収容所等視察委員会

事務局長 辻 本 誠 治

西日本地区入国者収容所等視察委員会による意見書の送付及び当該意見書に対する措置について

この度、西日本地区入国者収容所等視察委員会から貴局長に対する意見書が提出されましたので、別添のとおり送付します。

貴局におかれましては、入国者収容所等視察委員会運用要領（平成22年6月29日付け法務省管警第148号通達添付）第10の1のとおり対応いただくとともに、同要領第10の2に従って、2月5日（木）までに措置等報告書を当局長宛てに送付願います（扱い：事務局）。

なお、措置等報告書における措置内容欄の作成に当たっては、措置内容を的確に把握する観点から、下記の点に留意願います。

記

- 1 検討結果を「措置」としたものについては、「措置済み」、「現在措置中」又は「措置予定」という措置段階が明確に分かるような形で記載すること。
- 2 検討結果を「検討中」としたものについては、当該事項の性格として、「（施設限りで対応できず）本省に伝達済み」又は「（施設限りで対応可能であるが）更に協議・検討が必要」という点を含めて記載すること。

添付物

西日本地区入国者収容所等視察委員会作成の意見書

1 部

平成 27 年 1 月 23 日

## 意見書

名古屋入国管理局長 殿

西日本地区入国者収容所等視察委員会

貴局及び貴局中部空港支局における被収容者の処遇及び施設の運営に係る状況について、貴局から提供された情報、視察及び書面並びに面接に基づく被収容者からの意見聴取の内容等を踏まえて当委員会において協議した結果、貴局における警備処遇の透明性の確保及び運営の改善並びに向上を図ることを目的として、当委員会の意見を取りまとめたので、本意見書を提出します。

### 貴局各施設に対する個別意見

#### 1 名古屋入国管理局

##### (1) 処遇に関する事項

- ア 外部診療を希望しても聞いてもらえず、説明してもらえないとの不満が多い。当局側の意図するところが充分被収容者に伝わっていない部分があるようなので、個々の説明について意を尽くしていただきたい。
- イ 職員の対応に一貫性がない、言葉が通じないとの不満が多いことにより、被収容者からの不信感が強いため、職員の外国語能力向上などを含め、意思の疎通が図れるよう努めていただきたい。
- ウ 女性被収容者から面会時に子供とのスキンシップを取りたいという意見が多かったことから、親子面会については、仕切りのない場所で行えるよう対応を検討していただきたい。
- エ レントゲン撮影は、入所後 30 日を経過した人のみを対象としているとのことであるが、その結果、結核保菌者がいた場合、当局の責任が問われることになるので、入所後速やかに行うよう検討していただきたい。

##### (2) 施設に関する事項

洗濯機の洗濯槽周辺にカビがあるとの話があった。衛生上の問題になり得るので、被収容者からの申出に基づいて対応するのではなく、定期的に清掃が行われるよう検討していただきたい。

## 2 中部空港支局

### 処遇に関する事項

- (1) 出国待機施設の警備を委託している警備会社職員に対して、人権啓発等の研修を実施していただきたい。
- (2) 出国待機施設内の規則や施設設備の使用方法、既に掲示してある重要連絡事項等を文章にし、多言語化して施設内に掲示していただきたい。